解答

■理解度テスト■　カッコ内【 】に下記から言葉を選んで記入して下さい。

◆ 問1）歩道

- 道路外の施設に出入りするために 歩道等を横断するときは、必ず歩道の手前で【㉒一時停止】し、歩道に 歩行者や 自転車がいないか 確認して 横断しなければなりません。歩道に 人や 自転車がいない場合でも【㉒一時停止】しなければ『道路交通法17条2項』違反 となります。

◆ 問2）左折

- 左折を開始する前に、先ず【⑳左サイドミラー】で後方確認と、死角を無くすため【㉓目視】での確認が必要です。
- 交差点の【⑤30】m手前で合図を出し、交差点までに確りと【⑧速度】を落とす。
- バイクや自転車の巻き込みを防ぐのと、後続車の妨げにならないよう、車輌を【⑰左へ】寄せる。
- ハンドルを【⑬切る前に】、再度、信号・交差点・曲がる先の【⑲横断歩道】の確認をする。
- 左折する際は必ず【⑨徐行】（すぐに止まれる速度 約【③10】ｋｍ/ｈ）で左側端に沿って左折する。

◆ 問3）右折

- 右折時はあらかじめ道路の中央に寄せる。
- 交差点の【⑤30】m手前で合図を出し、交差点までに確り【⑧速度】を落とす。
- 対向車が途切れるのを交差点中心で待ち、対向車・信号・右折先の状況を確認。
- 対向車が途切れたら、【⑨徐行】で右折を始める。
- 曲がった先の横断歩道に歩行者がいる場合、歩行者を妨げた場合は【⑪違反】となる。『※道路交通法３８条１項』
- 交差点の中心から離れた右折を【⑦ショートカット走行】といい、見落としや、曲がった先での接触の原因となり非常に危険。『※交差点右左折方法違反』

①危険　②5　③10　④20　⑤30　⑥内輪差　⑦ショートカット走行　⑧速度　⑨徐行　⑩オーバーハング　⑪違反　⑫警告　⑬切る前に　⑭切りながら　⑮切ってから　⑯右へ　⑰左へ　⑱中央へ　⑲横断歩道　⑳左サイドミラー　㉑右サイドミラー　㉒一時停止　㉓目視　㉔バックモニター